

平成17年2月8日(火)

於・農林水産省第2特別会議室

水産政策審議会

第19回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第19回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成17年2月8日 午後2時00分

閉会 平成17年2月8日 午後3時20分

2. 出席した委員の氏名

委員 山下 東子 小林 嗣宜 桜本 和美 樋口清允 福島哲男
宮原邦之

特別委員 石黒勝三郎 蟹 忠男 川端 勲 熊谷拓治 佐々木護
寿崎洋一 中田邦彦 藤井 浩 本川廣義 保田綱男
山田邦雄 吉岡修一 來田 仁成

3. 水産庁側出席者

弓削次長 中前増殖推進部長 五十嵐漁政課長 坂井企画課長
武田管理課長 重沿岸沖合課長 山下遠洋課長
井貫研究指導課長 小松漁場資源課長 長尾栽培養殖課長
和田増殖推進部参事官

4. 諮問事項

諮問第76号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第77号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する
省令について

諮問第78号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の検討等について

諮問第79号 平成17年度の遡河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために独立行政法
人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

5. 議 事

別紙のとおり

6. 議決の数

出席者全員賛成

7. 答 申

別紙のとおり

目 次

1. 開 会

1. 議 事

諮問第76号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を
改正する省令について

諮問第77号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部
を改正する省令について

諮問第78号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項
の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第79号 平成17年度の遡河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために
独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化
放流に関する計画について

1.その他

1.閉会

開 会

五十嵐漁政課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから資源管理分科会を開催いたします。

初めに、去る1月11日付で水産庁幹部の交代がございましたので、御紹介申し上げます。

企画課長の坂井でございます。

坂井企画課長 よろしくお願ひいたします。

五十嵐漁政課長 よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の委員の御出席の状況でございますが、委員8名中6名の御出席ということでございます。水産政策審議会令第8条1項の規定による定足数の過半数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立しているということをお報告させていただきます。

次に、お手元の資料の確認をしたいと思います。お手元に、まず、議事次第の1枚紙がございます。続きまして、資料一覧の1枚紙。続きまして、分科会の委員の先生方の名簿が資料1でございます。資料2として諮問の第76号、ホチキスとじがございます。資料3として諮問の第77号、これも厚目のホチキスとじがございます。資料4 1が諮問第78号、1枚紙でございます。基本計画の新旧対照表が4 2でございます。その後ろに資料4の参考として、ズワイガニの漁獲可能量変更の対比表がついておるかと思ひます。最後が資料5でございます。もし何か不都合がございましたら、お申し越してください。

それでは、以後の進行を分科会長によりしくお願ひ申し上げます。

議 事

諮問第76号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

山下分科会長 こんにちは。きょうもお忙しい中、また足元悪い中、大勢お集まりくださいましてありがとうございます。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思ひます。

諮問第76号の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」ということで、説明の方をお願ひいたします。

山下遠洋課長 遠洋課長の山下でございます。右肩に「資料2」とある資料に基づきまして御説明申し上げます。

最初に、諮問文を朗読させていただきます。

平成 17 年 2 月 8 日

水産政策審議会
会長 小野 征一郎 殿
農林水産大臣 島 村 宜 伸

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正
する省令について（諮問第 76 号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 65 条第 5 項及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1 ページめくっていただきまして、資料に基づきまして御説明申し上げます。

最初のページでございますが、改正の趣旨ということで文章を書かせていただいております。近海かつお・まぐろ漁業につきましての説明をここに書いておるわけでございますが、今回、操業区域を簡素化しようというのが趣旨でございます。近海かつお・まぐろ漁業でございますが、御承知のとおり、生鮮のかつお・まぐろを主体といたしまして行っている漁業でございますが、これまで我が国独自の漁業資源管理措置がございましたし、それに加えて、地域漁業管理機関により定められた漁業資源管理措置の遵守を通じた協力と貢献が求められるようになってきております。これは具体的には、昨年 6 月に発効いたしました中西部太平洋まぐろ類保存管理条約、WCPFC と申しますが、この新しく立ち上がりました条約に基づく漁業管理機関、これが今動き始めたということでございます。

これまで、近海かつお・まぐろ漁業の操業区域につきましては、遠洋かつお・まぐろ漁業との操業の調整ですとか、あるいは近海かつお・まぐろ漁業内部の問題でございます漁場競合の回避等の目的で、操業区域が限定あるいは細分化されておりました、8 種類の操業区域が現在ございます。こういう状況の中で、先ほど申し上げましたとおり、地域漁業管理機関による国際的な枠組みが整備されまして、遠洋、近海両漁業とも統一的な管理のもとに置かれることになったことが第 1 点。それから、近海かつお・まぐろ漁業の隻数が以前に比べまして大幅に減少してまいりまして、漁場競合のおそれがなくなったこと、こういったことから、細分化されております操業区域の規制を設けておく必要がだんだん低下してきているという現状でございます。

また、漁業者の中には、より高品質なまぐろ類の漁獲が期待できる漁場、あるいは未開発漁場での操業、さらには入漁実績のない南太平洋島嶼国を基地化することによりまして、新たな国際情勢や経営環境に対応した国際競争力の確保を図りたいという漁業者も出てきておりました、その際には、現行の細分化されました操業区域の規制が、その実現には障害となっているものでございます。

こうしたことから、経営者の判断による漁場選択の幅を広げるといふこと、これによりまして国際競争力の確保を図ることを目的といたしまして、新たに 2 つの操業区域を設けまして、地域漁業管理機関に定められた船位位置報告装置（VMS）これを備え付けることを条件として、漁業法第 61 条の変更許可を行って操業区域を変更してもらおうということでございます。

この新しく 2 つの操業区域を設けることに伴いまして、今般、2 にございます改正内容でございますが、従来、操業区域ごとに船の船橋（ブリッジ）にいろいろな色を塗ってもらうと、塗装することを義務づけておりましたが、今般、新たに 2 つの操業区域を追加することに伴いまして、所要

の規定の整備を行おうとするものでございます。

この省令につきましては、現時点で今年の4月を目途に施行していきたいというふうに現在考えております。それまでの間、許可の取り扱い方針の整備ですとか、あるいはVMSの搭載の実施、あるいは確認等の手続について、さらに詳細な詰めを行う予定としているところでございます。

1枚めくっていただきまして、太平洋の操業区域の図がございまして、この後ろに省令の文言がございまして、これは大変複雑でございまして、この図に落としてございまして、右の方に凡例がございまして、現在の操業区域が乙Bから下の小型まで、(一)から(八)までの8種類でございまして、それぞれ操業区域のラインは色で示してございまして、その色が船のブリッジに塗る色と合わせたものでございまして。

現在、こういう複雑な8種類の操業区域でございまして、この凡例の中ほどにございまして点線、破線で、新近海、新小型というふうに書いてあるところでございまして、この点線と破線の2つの種類の操業区域を新たに追加していこうというものでございまして、この凡例の一番右端に改正後とございまして、 から までございまして。この省令が改正された暁には、操業区域は10種類の操業区域になるわけでございまして。

今後の問題でございまして、次期一斉更新は平成19年を予定しておりますけれども、その際には、この新しく2つの操業区域に整理統合していこうということで、さらに検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、塗装のあり方でございまして、改正後の から までは船のブリッジ全体を塗ってもらうということで、新近海という操業区域を持つものについては白、新小型のものにつきましては黄緑色というものでございまして。なお、 から までの3つにつきましては、従来と同じようにオレンジ色、青、黄緑でございまして、船体に1メートル程度の帯で色を塗ってもらうと。こういうことで各操業区域の許可が外見で明確にわかるというために、船体の塗装を省令で義務づけておるものでございまして。

それから、この図で一番東側の方になりますけれども、新近海と書いてある点線がございまして、このさらに東の海域は、東部太平洋のIATTCという別の国際条約の管轄する区域になります。従いまして、WCPFCとIATTCの境界線をここで採用しているというものでございまして。

それから、南のラインでございまして、南緯25度のラインで線を引いておりますけれども、これは、WCPFCの条約の水域はもっと南までございまして、このラインから南の方ではみなまぐろの漁獲があり得るということで、みなまぐろにつきましては、みなまぐろ保存委員会の別の委員会の管轄でございまして、管轄が重なっておりますところで混乱を避けようということで、25度の線で切っているものでございまして。

それからインド洋の方は、従来から操業区域はほとんど小さいものでございまして、インド洋まぐろ漁保存委員会(IOTC)という別の枠組みがございまして。それからまた、インドネシアの南側の海域はみなまぐろの産卵場となっておりまして、みなまぐろ保存委員会の管轄でもございまして。こういったことから、ラインを設定する技術的な問題で、若干インド洋にも線が入っておりますけれども、基本的には太平洋だけの操業区域と御理解をいただきたいというふうに考えております。

3枚目以降、新旧対照表の格好で、ただいま御説明申し上げましたものを緯度、経度等で示しておりますけれども、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上でございまして。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

質問ですけれども、図ですが、新近海と新小型とで点々の大きさが凡例によると違うんですが、この図を見ると、何か重なっているのかしら、同じような大きさに見えますけれども、これは内側のところだけが新小型があるということですか。どちらも同じ破線に、私がいただいている資料では見えるんですが。

山下遠洋課長 申しわけございません。図の作り方が大変まずかったのでございますが、今御指摘ありましたとおり、東経 170 度の線でおりにある線、それから北緯 20 度の線で東側に伸びている内側が新小型と書いてありますけれども、これが本来点線でかくべきところを、ちょっと新近海の方と図の上では同じ破線になってしまいましたけれども、区別をしてございます。

山下分科会長 わかりました。

ほかにはいかがでございませうか。

保田委員 お願いします。

保田特別委員 新小型と新近海というのは、まるっきり別な新しい許可になるんですか。それとも、何かから移行するんですか。例えば甲 A、特 A、そういうものから移行するのか、それともまるっきり新しい形になるのか。

山下遠洋課長 ただいまの御指摘でございませうが、最初に御説明いたしました、改正についての「別紙」と書いたものの一番下に注がございませう。説明をちょっと落としまして申しわけございません。従来の操業区域で(1)から(7)までを操業区域とするもの、これはすべて 20 トン以上 120 トン未満の船の操業区域でございませうが、この操業区域を有するものについては新近海。従来の操業区域の(8)、小型と書いてありますけれども、この許可を有するもので変更許可を受けたものが新しい新小型ということで、現在のそれぞれの許可の小型とそれ以外に分けて、現在小型のものが新小型に変更許可、ほかのものが新近海というふうに変更を申請に基づいて行おうとするものでございませう。

保田特別委員 すると、2 種類になるというふうには理解していいんですね。

山下遠洋課長 すべて申請が行われれば 2 種類の操業区域になるということではございませう。

保田特別委員 図面を見て、単純な私の考えなんですけど、新小型というのは西経の 150 度まで延びていますよね。北緯の 20 度ラインから右に折れて、これはずっと続くんですね。この点線が新近海と新小型と重複しているんですね。同じところで延びていくんですね。そして、最後は西経の 130 度まで延びていくわけですね。これは現実的にどうなんですか。これで行くと、10 ~ 20 トンの船で、というふうには考えるときには、現実的にですよ。

山下遠洋課長 ただいまの御指摘でございませうけれども、まず、新小型と新近海の区域の違いがありますのは、北緯 20 度から北緯 50 度の間の四角の部分だけでございませう。したがって、新小型の 20 トン未満の船につきましても、いわゆる西経の水域まで行けるようになります。ただ、実際の操業のあり方を想像しますと、現在も、いずれかの島国において基地化して操業している形態がございませうが、こういったことで、西経にある島国に入漁して基地化して操業するということが可能になるというふうには考えております。日本の港を根拠にして往復操業は、物理的には不可能であろうというふうには考えております。

保田特別委員 では、現在グアムなんかで行われている、ああいうのをほかの島でもやれるようにしたいというふうなことですね。

山下遠洋課長 御指摘のとおりでございます。

山下分科会長 ほかにはいかがでございますか。

保田特別委員 できればこれはもっと早く、兼業魚種がこれだけ衰退する前に、いろんな兼業魚種がこのまぐろにかけ合わせてありましたよね。いろんなトン数の問題、この120トンというライン、これはものすごく大きな負担となって、例えば権利の取得、漁権の取得とかに大変な圧迫をしたと思われるんです、私を初め。もうちょっと早くやられたら、いろんなまた別の、これだけ衰退しないうちに方法があったのかなというふうに思います。

以上です。

山下分科会長 新しい国際条約が、地域管理機関が動き出すというそのタイミングに合わせてということであるというように先ほど聞いておりましたが、それでは、諮問第76号については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

山下分科会長 それでは、諮問第76号については、原案どおり決定します。

諮問第77号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令について

山下分科会長 次に、諮問第77号の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令について」、説明をお願いいたします。

坂井企画課長 企画課長の坂井でございます。

それでは、お手元の資料をごらんいただきます。これは前回の審議会でも同じような案件を御審議いただいているかと思いますが、手続的な改正でございます。市町村の合併が進められているところでございますが、御案内のように指定漁業の許可、取り締まりに関しましては、一定の海域を対象として漁業の制限または禁止の措置を設けております。

したがって、緯度、経度、灯台、岬等を用いて海域を特定しておるわけですが、その際に市町村の名前が出てくるということでございます。

諮問文を朗読させていただきます。

16 水漁第 2078 号

平成 17 年 2 月 8 日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 島 村 宜 伸

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正 する省令について (諮問第77号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省第5号)並びに承認漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)の一部を改正する省令を定めたので、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条第5項及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上が諮問文でございます。

前後いたしました。市町村の名前がこの省令に出てまいります。今、市町村の合併が進んでおりますので、それに伴いまして、逐次市町村の名称を変更する必要があるという内容でございます。

この資料の3ページをお開きいただきますと「参考1」がございますが、これが今回関係する市町村名で、左から2番目が名称の変わる市町村、合併をする新しい市町村の名前が次の欄に出ております。合併予定日のところを見ていただきますと、3月から7月に至るまで3枚にわたっております。これだけの予定が、今、私どもで確実に合併が行われるということで把握をしてございます。今回、確実に合併が行われる市町村について掲げさせていただきました。きょうの審議会で御了解をいただきまして、実際の合併ということになりますと、総務省によって告示が出まして、予定の年月日が最終的に確定をするということになります。そういった確定、行政的な手続の進捗に合わせて、逐次こちらの省令の方も改正をさせていただくといった段取りで手続をとらせていただきたいというふうに考えております。

ちなみに、6ページ以降、「参考2」に新旧対照表という形でそれぞれ該当のところを掲げておりますので、実際にはこのような新旧対照表に基づきまして、省令の改正を改め文をつくって行くと、こういった段取りで進めさせていただきたいというふうに考えております。

ちなみに、この市町村の合併につきましては、合併促進期間が延長されて来年の3月まで市町村の合併が行われるということになりますので、この種の改正につきましては、今後の審議会におきましても、逐次わかり次第、市町村の合併が確実なものから御審議をいただくということで手続を進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

山下分科会長 それでは、次の2点について皆様の御承認を賜りたいと思っておりますが、その2点と申しますのは、諮問第77号の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令について」、この第1点目ですが、平成17年7月上旬までの市町村合併が行われた場合には、それぞれの市町村合併期日に合わせて該当部分の改正を行うということ。もう1つ、2つ目ですが、これは省令改正の具体的な条文の規定は参考2の新旧対照表に即して規定するという事です。これについて皆様の御承認を賜りたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

山下分科会長 では、異議なしとのことでございますので、諮問第77号については原案どおり決定いたします。

諮問第78号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 次に、諮問第78号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、説明をお願いいたします。

武田管理課長 管理課長の武田でございます。

お手元の資料4でございますが、これが諮問内容でございますが、まずは諮問文を朗読させていただきます。

16 水管第 3266 号
平成 17 年 2 月 8 日

水産政策審議会
会長 小野 征一郎 殿
農林水産大臣 島 村 宜 伸

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の
規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第 78 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 16 年 11 月 25 日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

諮問文は以上でございます。

この諮問は、昨年同様、ズワイガニの T A C につきまして、期中改定を御審議いただくものでございます。

基本計画の変更箇所につきましては、お手元でございます資料 4 2 に新旧対照の形で整理をさせていただいておりますけれども、その内容につきまして、資料 4 参考という 2 枚とじた紙がお手元にあると思っておりますけれども、そちらの方で説明をさせていただきます。

資料 4 参考の 1 枚目に、ズワイガニ漁獲可能量の変更数量が整理してございますけれども、1 枚めくっていただきまして、日本地図がかいてあるものでございますけれども、これに基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

平成 16 年のズワイガニの T A C につきましては、この地図にございますように、A から E までの 5 つの海域におきます数量を積み上げまして、全体で 7,178 トンという形で T A C が設定されております。今回は、そのうち E 海域につきまして昨年 11 月に資源評価が見直されまして、それに即しまして T A C の数量を見直すということと、あわせまして A 海域と D 海域、A 海域は日本海西部の海域でございます、D 海域はオホーツク海域でございますけれども、この 2 つの海域につきましては、大臣管理分と知事管理分のいずれにも配分をしていない留保枠というものを用意してございましたが、この留保枠につきまして、期中配分を追加で行うものでございます。

まず、E 海域、太平洋北部の海域の T A C の数量の追加についての説明でございますが、この海域のズワイガニ資源の生物学的許容漁獲量、A B C でございますけれども、昨年秋の資源評価におきまして、当初は 220 トンということで資源評価されていたわけですが、それが 260 トンに上方修正されております。今般、漁業者の方から資源的に問題がない範囲で T A C を増加してほしいとの要望が出されておりますことから、資源評価の A B C の数字に即しまして、E 海域の T A C の数量を 220 トンから 260 トンに、40 トン増やしたいと考えています。

そして、この 260 トンの数字ですけれども、当初配分と同じ配分比率で大臣管理分と知事管理分に配分することといたしまして、そうしますと計算の結果、大臣管理漁業が 212 トンから 251 トンに、知事管理の数量につきましては、計算上 8 トンから 9 トンに増加いたしますけれども、若干配分のままということでございますので、知事管理数量について変更は生じないという整理になります。

それから、留保分の追加配分でございますけれども、まず、日本海西部の A 海域、日本海北部の B 海域、オホーツク海の D 海域、以上については留保枠を設けておりまして、大臣管理漁業と知事管理漁業の漁獲状況に応じて期中配分をすることによりまして、T A C を有効利用していこうという趣旨でございます。ズワイガニの T A C 管理は昨年 7 月から今年 6 月までが管理期間というふうになっておりますけれども、漁期半ばを迎えたところで、これまでの漁模様を踏まえまして、A 海域と D 海域について留保枠の配分を行いたいと考えております。

まず、A 海域ですけれども、留保枠は 350 トンございますが、これを漁業の操業実態に即して、大臣管理量に 350 トンを追加いたします。結果として、3,366 トンが 3,716 トンという形になります。

次に、D 海域でございますけれども、留保枠 100 トンございますが、そのうち 68 トンを北海道知事の管理量に追加をいたしまして、57 トンが 125 トンという数字になります。

これらの結果を整理いたしますと、全体としてのズワイガニの 16 年の T A C 数量は 7,178 トンから 7,218 トンへ、左の上の方に書いてございますけれども、うち大臣管理量が 5,005 トンから 5,394 トンへ、そのうちの A 海域が 3,366 トンから 3,716 トン、E 海域が 212 トンから 251 トンへとそれぞれ変更になります。

また、北海道の知事管理量につきましては、国の基本計画では総量のみが記載されることとなりますので、C 海域の 43 トンと D 海域の変更後の 125 トン合わせまして、全体で 100 トンが 168 トンという形に変更になります。

以上が、平成 16 年のズワイガニの T A C の改定内容でございます。

なお、ただいま御説明申し上げた内容につきましては、関係道府県、関係漁業団体との調整をして、こういう整理をさせていただいているところでございます。

これで諮問第 78 号に係る説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

山下分科会長 ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

中田委員どうぞ。

中田特別委員 可能量の変更についてはよくわかりましたけれども、問題は、資源の状況がわからないんですね。資源の状況をもって可能量を変更するのであるんですけど、資源量の方の説明をもうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

武田管理課長 資源量でございますけれども、昨年 11 月に資源の評価をした際に平成 17 年の T A C を御審議いただきましたけれども、そのときにあわせて 16 年の漁期についての資源評価も見直しを行っているということでございます。全体としての説明としては、17 年の評価をここで御紹介すれば、資源の動向がどうかということがわかるかと思っておりますけれども、今回追加した部分の E 海域、太平洋の北部海域でございますけれども、平成 16 年は、先ほど説明申し上げましたように漁獲可能量が 220 トンでございましたが、これが今回 40 トン追加をされたということ踏まえて、260 トンに A B C が改定されたので、それをそのまま、40 トン分漁獲可能量として上乘せし

ようということでございますけれども、17年のE海域の資源評価は280トンという数字になっております。この280トンという数字も、ABCリミットで言えば、410トンのところをそれよりも厳しい数量ということで、ABCターゲットの方の数字の280トンを採用して、それに基づきまして17年の漁獲可能量を設定したところでございます。こういったズワイガニの資源の中期的な資源の回復状況を踏まえたと、今回、16年の再評価の結果をそのまま受け入れて、40トンを増やすことについては、資源の動向から見て問題はないのではないかというふうに考えているところでございます。

小松漁場資源課長 我々の方でABCを算定する業務を所管しておりまして、太平洋の今の地図のE海域につきましては、今管理課長から御説明がありました220トンを来年度の評価に合わせまして、今年度分として260トンに増加させたところでございます。ただ、御参考までに申し上げますと、オホーツクのD海域についての再評価は、827トンであったものを713トンにしておりますし、そのほかB海域については、380トンを390トンにしております。一番大きい日本海西部のA海域につきましては、5,000トンは5,000トンのままでございます。

以上、参考までに申し上げますけれども、上がったところと下がったところがございます。

山下分科会長 よろしゅうございますでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、諮問第78号については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第79号 平成17年度の遼河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

山下分科会長 次に、諮問第79号の「平成17年度の遼河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」、説明をお願いします。

長尾栽培養殖課長 栽培養殖課長の長尾でございます。

資料5に基づきまして、諮問第79号の説明をさせていただきます。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

16水推第920号

平成17年2月8日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 島 村 宜 伸

平成17年度の遼河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために独立行政法人
さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

(諮問第79号)

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 20 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

ということでございます。

1 枚めくって次のページ、1 ページと振っておりますが、そこをごらんいただきたいと思います。下の方の「説明」のところに書いてございますが、この計画案については、農林水産大臣が水産資源保護法の規定に基づき、独立行政法人さけ・ます資源管理センターが平成 17 年度に人工ふ化放流を実施すべき河川及び放流数を定めようとするものでございます。

1 ページめくっていただきまして、2 ページに全体の総括表がございます。さけ、からふとます、さくらます、べにざけについて、放流水系数、放流施設数、放流予定数を記述してございます。括弧内が前年度で、その下に記載している数値が 17 年度の計画となっております。内容といたしまして、さけについては 1 億 5,800 万尾ということで、前年よりも 2,120 万尾減少しております。これは北海道や北海道の関係団体の了承も得まして、現在進めておりますさけ・ます資源管理センターの中期目標の中で、資源増大を目的とするふ化放流については順次民間への移行を図るとされており、この計画に基づくものでございます。17 年度は、天塩川にございます中川事業所と、釧路川にございます鶴居事業所の第 2 施設、合わせて 2,120 万尾分を民間に移行するというので、その分の減少ということでございます。

なお、現在の中期目標期間は 17 年度末までということで、これによりまして所期の中期目標を達成する予定となっております。

次に、からふとますについては、前年と同様の 720 万尾でございます。

さくらますについては、前年度よりも 8 万尾の減、343 万尾となっておりますが、これは先ほど御説明いたしました中川事業所の移管に伴うものでございます。

次に、べにざけについては 3 万尾増の 27 万尾でございます。これにつきましては、親魚の遡上状況による増加でございます。

以上、総括表で、17 年度は 19 水系で 16 施設を用いて、全体で 1 億 6,890 万尾を放流するという計画でございます。

次の 3 ページ、それぞれの放流水系別、魚種別の内訳でございます。内容の説明は省略させていただきます。

以上が諮問の内容でございますが、4 ページ以降、参考ということでございまして、5 ページが、さけ・ます資源管理センターの放流計画分を含む全国の都道府県別の放流計画を示しております。北海道から石川県まで、全体的にさけについては若干の減少、からふとますについては昨年同様、さくらますについては増加、べにざけについてはさけ・ます資源管理センター分ということでございますが、増加ということで、全魚種合計で下から 3 つ目の行、そこが全国計でございまして、その中の全魚種合計というところで 19 億 5,857 万尾という数字になっておるということでございます。

次の 6 ページ、これはさけ・ます人工ふ化放流事業全体の概要でございます。まず、左上の表がさけでございます。最も多い時期には 20 億尾を上回る放流をしておりましたけれども、近年は 18 億尾程度を放流しているということでございます。さけの場合には 4 年後に主群が帰ってくるということで、その横に 4 年後の沿岸の来遊数、回帰率を記載しております。例えば放流年度、平成 12 年の欄をごらんいただきますと、18 億 3,100 万尾放流いたしまして、16 年度 7,628 万 5,000 尾の回

帰。これは、単純に計算しまして 4.2 %の回帰があったということでございます。平成 11 年、12 年と 4,000 万尾台ということで減少が見られたわけですが、平成 15 年、16 年と 7,300 万尾、7,600 万尾ということで回復をしてきている傾向が見てとれるかと思えます。

下の段がからふとますでございます。からふとますについては、これは放流後 2 年で回帰するというので、1 年ごとに豊漁年、不漁年という傾向がございます。最近は偶数年が豊漁で、奇数年が不漁という傾向が見られたわけですが、15 年は奇数年でございましたが、1,184 万尾ということで多くの来遊が見られております。一方、16 年は偶数年でございますけれども、580 万尾ぐらいということで来遊が少なくなっております。これは 15 年からの資源の変動パターンの変化を示唆しているのではないかと思われまして、今後の来遊の状況を注目していきたいと考えております。

次に、右上がさくらますで、これは放流数を示しております。

最後の 7 ページでございますが、道県別のさけの来遊数、放流数及び回帰率の推移を記載しております。一番上の沿岸来遊数のところ、北海道の欄をごらんいただきますと、16 年度 6,057 万尾ということで、これは過去最高の来遊となっております。

一方、岩手につきましては、11 年、12 年ごろから比べますと回復しておりますけれども、最盛期には及んでいないという状況でございます。日本海側につきましては、数量としては北海道や岩手ほど大きくないわけですが、16 年度の来遊は過去最高の水準となっております。

以上、雑駁ですが、諮問に対する御説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

宮原委員。

宮原委員 さくらますなんですけれども、ここで回帰率が出てない理由は、多分、川に流して下流の方で釣ってしまうという、かなりそういった実態があるのではないかなと思ひまして、そういうことがこの回帰率が出せない理由なのか、その辺のところをまず教えていただきたいと思ひます。

長尾栽培養殖課長 お答え申し上げます。

さくらますにつきましては、いろいろな漁獲のパターンがございます。必ずしも河川に遡上するだけでなく、回遊の途上で漁獲されるケースがございます。例えば定置網に入るとか、沿岸のひき縄でとらえるとか、そういったことがございますので、さけやからふとますのような回帰数という概念がなじまないのではないかということで、ここでは放流数だけの記載となっております。

宮原委員 私どもの関係の会員からは、さくらますの振興を図ってほしいという要請を受けておりますので、どうか国におかれまして、さらにこの放流尾数を増やしていただくような御努力をいただきたいをお願い申し上げます。

長尾栽培養殖課長 さくらますは大変経済的価値も高い魚種でございますし、地域の要請も強いということで、そういった方向で私どもも努力してまいりたいと考えております。

山下分科会長 ほかにはいかがでございますか。

中田委員どうぞ。

中田特別委員 私はさけの方なんですけど、今回は減りましたけれども、今、御説明では民間移行ということで聞きましたけれども、これは今後もそういう形でどんどん民間の方へ移行していくような形で、若干減っていくような傾向なんですか。

山下分科会長 お願いします。

長尾栽培養殖課長 お答え申し上げます。

さけにつきましては、民間移行ということを御説明したんですが、これは平成9年から平成18年にかけて、当時北海道の関係の方々といろいろと議論させていただいて、10カ年で民間に計画的に移行するという計画を決めて、その9年目ということでございます。そういう意味で、もう1年分残っているんですけども、その時点で、しろさけについては約1.3億尾の放流というものを、国として独立行政法人さけ・ます資源管理センターから責任を持って行うということで進めているところでございます。私どもとしては、その段階で資源増大のための放流というものは民間に移行が一応終了いたしまして、あとは資源の系群の保全、あるいは調査研究のための放流ということで、さけはふ化放流というのが有力な資源管理の手段でございますし、国際的にも母川国主義ということで母川国の特殊な責任というものを負っている魚種でございますので、私どもとしては、引き続き系群保全なり調査研究のためのふ化放流というものはしっかりと続けていきたいというふうに考えております。

ただ、18年度以降の計画につきましては、これから独立行政法人全体の中期目標、中期計画の中で議論されますので、その中でそういったふ化放流の位置づけがなされるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

中田特別委員 さけについては、一時、人気がだんだんとなくなってきたときがあったのでございますけど、昨年も一昨年もそうですけど、だんだん中国だとかそちらの方へ持って行って加工して、アメリカだとかヨーロッパだとかはフィレ加工でして、そういうような流れが相当出てきているんですね。昨年は、非常に量は捕れたんですけども、価格は一昨年よりも大幅にアップしているということが言えるんですね。

したがって、やっぱり大事な資源ですから、もっと増やすべきじゃないかなと、せっかくの資源ですから。ということで、何か減っているのはちょっとあれなので、その辺をひとつお願いしたいと思っています。

長尾栽培養殖課長 繰り返しになりますけれども、一部では、もうさけは非常に資源が大きくなったから、国の役割は終わったんじゃないかという意見もないわけではないわけですが。私どもとしては、こういった重要な魚種でありますし、非常に大きな役割を持っているということで、国としても目的をはっきりと特定した上で、ふ化放流に対する国としての関与を続けていきたいというふうに考えております。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでございましょう。

それでは、諮問第79号については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

山下分科会長 それでは、そのように決定します。

その他

山下分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については終了いたしました。この機会に、本日の議題にかかわらず何でも結構ですので、何かございましたら御発言賜りたいと思います。どうぞ。

熊谷特別委員 何でも結構ですということですので、必ずしも委員会と直接結びつくかどうか分かりませんが、お話をしたいと思います。

さっきの話もございましたが、今、日本中で漁船の数がどんどん減っております。これに何とか歯どめのしようはないのかということをしているわけですが、今私が申し上げるのは、中型のイカ釣りをイメージしてお話を申し上げますけれども、ただ、多分ほかの業種にもかかわるんだろうなと思っております。中型イカはかなり老朽化が進んでおりますが、代船を取得しようということになっても、現在の金融制度の中では、金なし、担保なし、信用なしということで、全くその道が開けてこない。こんな中で、何か方法はないのかといろいろ考えて、先ほどTACの話がございましたけれども、TACを1隻ごとのTACにして、いわばITQ、ニュージーランドなんかやっておりますITQにして資産化する。それを見合いに代船取得の道を開くということではできないのか。今、漁業後継者の問題も出ておりますけれども、漁業後継者にしても、今のような状態ですと、おやじは借金だらけだと、船はおんぼろだと、とてもやられないと、こういう状態なわけですが、今の資産化をすることで一つ道が開けるのではないかと。あるいは企業の合同、協業というようなことも考えていますが、そういう場合でも、今のITQに乗っかっていくという方法で一つ道が開けるのかなと。

それから、従来、かなりの減船をやってきております。外圧による船の削減ということでやってきたわけですが、ここまで来ますと、もうこれ以上船は減らすべきではないという考え方がございます。特に生産手段を放棄していいのかということがございます。自給率を何とか60%にということを行っています。現実の話からすれば、どんどん下がっていきだろうと、漁船の数は減っていくわけですから。そうすると、それを承知の上でなお生産手段の放棄ということは、果たしていいのかという考え方が一つございます。

その他の外圧もいろいろ予想されるわけですが、そんなものを生産手段の放棄ではなくて、新しい船に切りかえるための一つの金融的な手がかりにするという方法は考えられないのか。今、リースだとかその他の代船取得の方法はいろいろ検討されていますけれども、資源の資産化ということが、これから漁船を老朽船から新しいものに代えていくという一つの手がかりになるのではないのかなと、こういうことを考えております。

この間、新聞を見ていましたら、全漁連の植村会長が沿岸のホタテの話を取り上げて、ホタテは稚貝だとかネットだとかいろんなもので金を払って事業をやっているわけですが、そういう資源の金融上の評価ということではできないのかということを発表されておまして、私が今お話ししたようなこともつながる話じゃないのかなと思ひまして、ここで議論をして、どうしていただくということは求めておりませんが、自由に話せと、こういうことですので、全く私的なアイデアでございますけれども、何とかそんなことをして船の減少に歯どめをしていかないと、限りなく自給率は落ち込んでいくということになるのではないのかなと思って、私のアイデアを申し上げました。

以上でございます。

山下分科会長 非常に重い課題だと思いますが、管理課長さんがマイクを持っておられるので、準備ができています。

武田管理課長 ちょっと全体についてのお答えにはならないと思いますが、TACをITQ化ということで、個人にTACの配分をしてはどうかと、それを担保としてというようなことでもございますけれども、このITQ化の話は、これまでもずっといろいろ議論は行われてきたということは皆さんも御承知かと思いますが、全体のTAC数量を漁業者数に個別に配分していくと、

当している例は枚挙にいとまありません。

このような状況にかんがみ、漁業法の先ほど申し上げた部分を、増殖に加えて維持管理の項を付記していただき、これによって新たな秩序を形成し、漁業協同組合、釣り愛好者が相協力して水産資源の維持管理に資するため、法の一部改正を御検討いただくようお願いする次第です。

ざっとこんなことを書いてまいりましたんですが、内水面の漁業、つまり第5種共同漁業権に関しての根幹的な問題、ずっと増殖義務で支えられてきたわけですが、これに新しい切り口をつけ加えていただくというのは非常に大きな問題かとも思いますから、時間をかけて御検討いただいて、何とか現状を打破して、新しい秩序の中に組み込むことをお願いしたいと、こういうことでございます。

山下分科会長 何か新しい提案のように伺いましたが、樋口委員が今手を挙げて……

樋口委員 よくわからんですな。(笑声) 残念ながら、あなたの説明されるのはよくわからないのですよ。内水面の漁業組合というのは、漁業権河川を管理する組合だっていうことがまずわかっておらないかん。私たちはその中で、魚種を選定された中で、じゃ在来種をどういうふうにして、あるいは今は漁業組合といえども、内水面の全体の漁場管理というか、水質管理まで及んで活動しておるんですよ。だから、どうも私は、ブラックバスを、外来種を日本の魚のように認知せよと言っておるのか、これは淘汰すべきだと言われておるのか、そこら辺がわからんで、私は、オオクチバスを小池大臣が、これは日本の在来の魚種を駆逐するものであるという発言をされたのは、けだし名言だと思いましたね。

我々は、内水面漁連のそれぞれは、いかにして川を保全していこうか、多様な在来の生物を保全していこうかということで日夜努力して、デモまでやりましたよ。全国の津々浦々から、新潟の地震の後で恥ずかしい思いをする中でも、これは頑張らないかんと言って全国から集まった人が1,000人ほどいましたよね。私は、そういうふうなことを本当に日本の内水面の漁業者は一生懸命やっていますよと。だから、今さら論議をする余地もないくらいです。

それは、川がどうなっておるかということについて、この審議会へいつも諮問が来んのですよ。私いつも言っておるが、大臣が日本の川の保全、あるいは生物の多様な保全という事柄について、環境省に全部任せっきりだろうと。そうじゃないかという点では、あなたと一緒になんです。川を保全しようという立場の事柄がもう少し出てきてしかるべきだというふうに僕は常々考えて、毎回ここで発言をして、きょうは遠慮しようかなと思っておったけれども、突然にあんな発言があるから、今度、私のところへ話しに来てください。ちゃんと話しますから。

來田特別委員 私、外来種推進派でも何でもありません。ただ、今入漁料を支払いますのに、増殖義務だけでしか支払えない。我々釣り人は、もっといろんなお手伝いを漁業組合さんにボランティアとしてさせていただかなければならんと思っておりますし、川のごみがふえたり、あるいは水質が悪くなったら、それをお手伝いする。そして、若い漁業組合員さんにもっとふえていただいて、整備してもらおう。それに対して、釣り人も幾らかの費用負担をせねばならない時期に来ているのではないかと。そうしますと、こういう切り口でのもの、あるいはバスを擁護するわけではありません、これはよく認識しておいていただきたい。要はバスを排除するにしたって、あるいは一部分だけいてもいい場所をつくるにしたって、要するに密放流というのをなくすための対策というのは、いずれまた直接お話しせんといかんと思うんですが、要は何かの形で釣り人が積極的に協力させていただく方向、漁業権魚種ばかりではなく、他の魚種についても在来魚を大切にしようという感覚、そういうふうなものを雰囲気として醸成する必要があると思うんです。ですから、この部分で誤解の

ないように私の提案を受けとめていただけたら結構かと思います。

山下分科会長 樋口委員。

樋口委員 わかりました、そのことについては。でも、今度からそういう事柄をはっきり言ってくださいね。どうもいかがわしい、何かしら裏で釣り振興会の方々は、現実には、ブラックバスはある地域には経済効果も高い、弱っておる人もおるぞとか何だとかいう理由づけで、何かしらブラックバスを容認するよというふうな意図が見えるんですよ。こちらから見ておったら。だからこういう場合には、もうこれからははっきりと、あれはやめまじょうと、こういうのを先に言われた方がいいかと思いますよ。

もう1つは、私が毎回毎回言っておるのは、漁業組合というのは、自分らがアユを獲ったりアマゴを獲ったりという、こういう作業ばかり今はやっておられんですよ。資源そのものがどんどん減って、今もさけの話を聞いておったら、さけはふえておるんですね。努力のあとが見えておる。努力をしても減っておるのが日本の川の魚ですよ。湖もそうです。淡水生物皆、落ち込んでいきつ放し。これについて、どこがいかにかって尋ねてみると、要は山がだめになって、山が荒れて、次は川が荒れて、海が荒れておると。ダムは日本全国どこのダムでも、去年あたり、特に関東以西の河川は、どこもかしこも夏じゅう泥でしたよ。世界遺産と言って皆喜んで、テレビでも盛んにやっておるけど、あそこの七色ダムへ行ってみなさい、25キロもの淡水池が真っ赤ですよ。それが台風の後、私が10日後に行っても、まだ全然色は変わっていません。ダムから放水しておる色も変わっておらない。河口域まで全部変わっておりませんよ。それが世界遺産の場所なんです。

私のところの四万十川なんかも、去年は、ほとんどアユは獲れませんでしたよ。1,600トンというアユが1本の川で記録された川なんですよ。それが、漁業組合の報告で250トンという推定が報告されておるけれども、私はそれほど獲れておらんと思う。それだけ落ち込んでおる現状について、水産庁のお役人も大臣もこの川のことについて、ただの一遍も諮問をしない、あるいはそれについて懇談もしない。こんなのは、私はかなわんと思っていますわ。漁政課長に申し入れたら、いずれ近いうちにやると言っておったから、やるに違いないと思って、これで3回目を待っておる。次くらいには準備しておってください。

五十嵐漁政課長 それでは、締めも一緒にやってよろしいでしょうか。

今の樋口委員のお話は、たびたび私も伺っているところでございます。ただ、1つ基本的なこととしてぜひ御理解いただきたいのは、役所と審議会の関係でございますが、私どもの方から審議会の先生方にこれこれをお諮りするということは、ある意味で、法令で決められていることがほとんどでございます。きょうの諮問事項をごらんいただいてもわかると思いますが、これこれに基づいて諮問するということになっておりまして、裏返しますと、それ以外の事柄を先生方にお諮りする、あるいは御意見を伺うという形については、正直言って、なかなか難しいものがございます。

ただ、そうはいつでも、ただいまのように各会合の最後の場面では自由な御発言をいただいたり、あるいは昨年、たしか4月であったかと思いますが、水政審の総会の後で、懇談会という会合を設定させていただきました。あいにく、たしかそのとき樋口委員は御欠席だったんじゃないかと記憶をしておりますが、折につけて、そういう形で自由に御意見を拝聴する機会もまたつくってまいりたいというふうには考えております。

樋口委員 あんたの言うてるのは、わし、違うと思う。あんたもずるいのよ。(笑声) 何でか言うたら、この全部の中に内水面にかかわる委員というのは、特別委員も含めて、私とかろうじて釣り人がいるんですよ。こんなところで、皆さんに御迷惑がかかるような状況のもとで懇談会なんて

いうのをやったら、ほかの人はほとんど 関心はあってもらいたいと思うけれども、現実にはそういうことじゃなくて、やっぱり内水面にかかわる数名が少なくともおる中で、その人たちの声を聞くという考え方を持たんようでは、ですよ。

それから審議会は、法律的なことと言われるけれども、あんたちよって考えてみてよ。法律をつくるのはだれがつくったんかね。皆によかれと思ってつくるのが法律でしょうが。その事柄を発議するのはだれかね。我々か、あんた方か、あるいは政治家の皆さんでしょうがね。日本は、わしはそれ以外、今のところ方法がないと思う。その方法論が公平に論じる場所へ絵をつくらんような役人なんていうのは、大したことはないぞね。いいですか。わし、そう思うとるから。

五十嵐漁政課長 まさに樋口委員がおっしゃったように、いろいろな手続を踏まれてつくられた法令に基づきまして、私ども毎回毎回諮問させていただいているところでございまして、そういう意味で、先ほどの繰り返しになりますが、審議会等の御意見あるいは御議論ということと役所の関係というものは、やはり一定のルールといいますか、決まりがあるということはぜひ御理解を賜りたいと思います。

また繰り返しになりますが、懇談会で内水面の話を出していただくのは、全くほかの先生方も御迷惑とっていらっしやらないと思いますので、またそういう機会には、ぜひ闊達な御意見をちょうだいしたいと思っております。

樋口委員 分科会長さん、こういうふうな状況で内水面の問題が懇談会、こういう形式の懇談会で内水面の事柄が諮られることが妥当だと思いますか。妥当だと思うなら、私も一生懸命出てきて、毎回毎回大演説をやらせてもらいます。

山下分科会長 大勢の内水面関係者がいらっしやると、樋口委員だけが発言なさるというふうな時間がなくなってしまうと思うんですが 今、沿岸沖合課長は、何かこれに関しての御発言をされるんですか。

重沿岸沖合課長 沿岸沖合課長でございます。

先ほどの來田委員のお話でございますけれども、これは別にオオクチバスの議論をするということではなくて、オオクチバスにつきましての指定の議論は、環境省を中心に私どもも協力してやっているわけでございますが、オオクチバスについて指定された場合に、管理の方法等についていろいろと問題があるのではないかと。まさに今その問題につきまして、今後仮に指定された場合には、環境省中心に水産庁、そして国土交通省等関係する省庁が幾つかございますので、そういうところが政府として協力して、それへの対応を図っていくと。

一方で、來田委員が御心配されていたように、実際のいろいろな管理の方法については、また釣り人の方々、そして、基本的に今内水面の実質的管理をされている内水面漁協、皆さんが一緒になって考えて行動していくことが必要だというふうに考えておりますので、今後そういうような動きになれば、また、実際にどういう形で管理していくかということについての枠組みづくりとかそういうものが今の流れの中でできていくと、我々も関係省庁一緒になって対応していくということになりますので、その際はまた内水面漁協にも、それから釣り人の方たちにもいろいろと御相談申し上げていくようなことになろうかと思っております。ただ、法律的な整理といたしまして、外来魚の法律と漁業法とは別の体系なので、基本的には漁業法の体系は体系として、それによって著しく動くような話にはならないと思っております。

一方で、そういうブラックバスの話と別の観点もかなり入っていたと思うんですが、内水面の管理の方策について今御提言いただいたことにつきましては、いわゆる河川の管理というものは、要す

るに魚の管理だけじゃなくて、漁業権魚種の管理だけじゃなくて、いろんな観点でございます。そういう意味では、先ほど樋口委員の方から御案内あったように、いわゆる内水面漁協自身が本来の役割であります漁業権魚種の管理以外にも、先ほどの話にもありましたけど、山に木を植えるというようなところでも内水面漁協もかなりボランティアにやっていたらっしゃいますし、一方で、いろいろな実際の河川のごみの問題とか、そういうところにも取り組んでいらっしゃいます。また、釣りの方たちも一緒になってやっていたらっしゃると思いますので、そういうような問題、実態的な問題があるのは我々も十分承知しておりますので、今後そういうようなものも含めて、また、河川法等ほかにも幾つか法律等ございまして、河川の管理についてどういう形でこれからやっていけばいいかということについては、非常にまた大きな問題でもございますので、そういう中で検討するための一つの御意見として承らせていただきたいと思います。思っております。

山下分科会長 それでは、随分とその他のことで議論をしてしまいましたけれども、事務局の方からは何かございますでしょうか。

五十嵐漁政課長 ありがとうございます。

次回の資源管理分科会でございますが、4月の中旬ごろというふうに考えております。現在考えられておりますテーマとしては、遠洋底びき網漁業、中型さけ・ます流し網漁業の公示について、その他ということで御議論をちょうだいしたいと思います。また個別に日程調整に伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山下分科会長 それでは、以上をもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。長時間御討議くださいまして、ありがとうございました。

閉 会

答 申 書

16水審第25号
平成17年2月8日

農林水産大臣 島村 宜伸 殿

水産政策審議会

会 長 小野 征 一 郎

平成17年2月8日(火)に開催された水産政策審議会第19回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第76号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第77号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令
について

諮問第78号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画
の検討等について

諮問第79号 平成17年度の溯河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さ
け・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について